

神奈川県市町村職員年金者連盟会費の 負担額及び負担方法について（要綱）

〔昭和42年8月1日制定〕

神奈川県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）の会費の負担額及び負担方法については、次に定めるところによる。

1 会費の負担額

- (1) 会費の負担額は規約の定めるところにより算定した額。
- (2) 支給年金額を基準として会費を定める場合、その基準となる支給年金額は、毎年4月1日現在の支給年金額とし、給与改定、履歴追加又は年金改定等により、年度の途中で支給年金額に変動を生じた場合は、その年度における会費が決定されていないときを除き、会費の額には変動を及ぼさない。
- (3) 年度の途中において新たに会員となった者のその年度における会費の額は、(1)より定められた算定方法により算定した額に会員となった月から翌年3月までの月数を12で除した割合を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- (4) 連盟の会員（以下「会員」という。）が死亡したことにともない、年度の途中において、その遺族であった者が会員となった場合、既に死亡した会員がその年度における会費を納入しているときは、その遺族はその年度における会費の納入を要しない。

2 会費の納入方法

会員が連盟に会費を納入する方法は、次に定めるところによる。

- (1) 全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）から年金の支給を受ける会員
 - イ 会員が連合会から支給を受ける年金の額のうち、会費に相当する額の受領を神奈川県市町村職員年金者連盟会長（以下「会長」という。）に委任した場合は、会長がその受任に基づき、連合会から会費に相当する額の支給を受けることにより、その会員の会費の納入とする。
 - ロ 会員が連合会から支給を受ける年金を、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保として供していることにより、前記イによることができない場合は、会員が直接連盟の指定する金融機関の口座へ振り込む。
 - ハ 会員が前記イによる納入方法をとらない場合は、その会員は、ロの例により会費を納入する。

(2) 他の年金支給機関から年金支給を受けている会員

会員は、年金支給機関から通知される支給通知の写しを連盟に送付するとともに、会員が直接連盟の指定する金融機関の口座へ振り込む。

但し、70歳以上の会員及び会費限度額適用会員については、支給通知(写し)の提出を省略することができる。

3 会費の納入時期

会費の納入時期は、毎年4月とし、納入期後に新たに会員となった者の会費の納入時期は最初に年金の支給を受けるときとする。

4 この要綱の運用に関し、不都合が生じた場合は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月25日から施行する。(「神奈川県福寿会」から「神奈川県市町村職員年金者連盟」に改正。)

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。(改正1－(2)全額若年停止者の会費額の設定)

附 則

この要綱は、平成12年8月29日に施行し、平成12年4月1日から適用する。(削り1－(3)障害年金受給者の会費額の算定方法の変更)

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(年金支給が共済組合から全国連合会へ移行したことによるもの。)

附 則

この要綱は、平成20年8月29日に施行し、平成20年4月1日から適用する。(削り2－(4)年度の途中で死亡により会員でなくなった者の会費の返戻)

附 則

この要綱は、平成20年9月16日に施行し、平成20年4月1日から適用する。(削り1－(2)規約との整合性を図るため、「全額若年停止者について」を削る。(3)を(2)に繰り上げる。)

附 則

この要綱は、平成20年10月24日に施行し、平成20年10月1日から適用する。(国民金融公庫が株式会社日本政策金融公庫へ改称したため。)

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日に施行する。(文言の整理)

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日に施行する。(会員資格の拡充等)

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日に施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。(会費の納入方法)